

1
2
3 1. はじめに
4

5 1.1 研究会の検討経緯

6 本研究会は、別紙1の設置要綱により設置され、2000年10月6日の第1回から、2001
7 年__月__日の第__回に渡って、検討を重ねてきた。その記録は、本研究会のウ
8 エブページ等で公開しているとおりである。
9

10 1.2 本報告書の位置づけ

11 本報告書は、これらの検討経緯を踏まえて、国際協力銀行の統合ガイドラインのあ
12 るべき姿について、研究会としての提言をとりまとめたものである。検討経緯につい
13 ては公開してきているため、提言は、具体的なガイドラインの構成・文言となるよう
14 な形式で取りまとめているが、一部、検討に幅があると思われたり、解説が必要と思
15 われるところには解説を付した形となっている。
16

17 1.3 提言の活用

18 研究会の提言は、国際協力銀行の職員、関係政府機関の職員、専門家、NGO、国会議
19 員など多様な考えを持つ、メンバーが相互の理解を深めつつ、できる限り一致点を見
20 出すよう建設的な検討を行った結果であり、ユニークであると同時に貴重なものと考
21 えられる。今後、国際協力銀行において、統合した環境ガイドライン等の作成が行わ
22 れるに際し、研究会の提言が活かされるよう切望する。
23

24 1.4 OECD 輸出信用グループの作業との関係

25 輸出信用に関しては、輸出信用における世界共通の環境ガイドラインの策定を目指
26 し、OECDの輸出信用グループが検討作業を行っているところである。本研究会は、同
27 グループの作業にはとらわれず、検討を行った。同グループには、規模が多様で、環
28 境配慮に関する経験や対応能力も多様な機関が含まれることから、同グループの作業
29 結果として得られる世界共通の環境ガイドラインは、現在の国際協力銀行の環境社会
30 配慮と比較して簡易なものとなることも予想される。国際協力銀行が統合されたガイ
31 ドラインを作る際には、OECD/ECGが示す世界共通の環境ガイドラインを包含しつつも、
32 本報告書で示したような水準のガイドラインとすべきである。
33

34 1.5 今後のとりくみ

35 研究会は、国際協力銀行の環境配慮に深い関心を寄せる者の、相互理解の促進、建
36 設的な意見交換に重要な役割を果たしてきた。これら関係者は、銀行による統合ガイ
37 ドラインの策定はもとより、その適切な実施や、ガイドラインの見直しについても関
38 心を有しているので、何らかの形（これまでの研究会のような形式あるいは銀行の業
39 務にもっと関わる形式）でこのような場が継続され、相互理解の促進と意見交換を続
40 けることがのぞましい。